No.304 2023/2/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

令和 5 年税制改正④～消費税

Q 昨年 12 月に令和 5 年の税制改正大綱が発表されました。この中で、消費税に関する改正のポイントはなんでしょうか？

解説

令和 5 年 10 月から始まる予定のインボイス制度。このインボイス制度の負担軽減措置が大きな改正となります。

1． 小規模事業者の消費税額の 2 割特例の措置

✔令和 5 年 10 月 1 日から**3 年間**、免税事業者である個人事業者が令和 5 年 10 月 1 日からインボイス発行事業者として登録した場合は、**消費税の納税額を売上に係る消費税額の 2 割**とします。

✔対象はインボイス発行事業者として登録を受けなければ免税事業者となる事業者に限られます。

2． 少額な返還インボイスの交付義務の免除

インボイス発行事業者が返品や買い手負担の振込手数料などの値引きなどがあった場合は売り手は買い手に返還インボイスを発行しなければならなかったが、**1 万円未満の返品や値引きについては返還インボイスを発行する必要がなくなりました。**なお、この措置は恒久的措置となります。

3． 少額特例

基準期間における**課税売上高が 1 億円以下**または特定期間の課税売上高が 5000 万円以下の事業者は、制度開始から令和 11 年 9 月 30 日までの 6 年間、**支払い対価の額が 1 万円未満の課税仕入については、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。**

4． 登録制度の見直し

令和 5 年 10 月 1 日から登録するためには、従来は 3 月 31 日までに登録申請をする必要がありましたが、その提出期限が 9 月 15 日までに延長されました。

要するに…

インボイス制度については、まだまだ各業界から反対の声が上がっており、今回の税制改正ではそういった声を一部、反映させた緩和措置が盛り込まれました。